

全国公共図書館協議会規約

最終改正 平成22年7月9日

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、全国公共図書館協議会と称する。

(構 成)

第 2 条 この会は、全国の公共図書館をもって構成する。

2 国立国会図書館の取扱いについては、別に定める。

(事務所)

第 3 条 この会の事務所は、会長が所属する図書館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この会は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共図書館に関する行政、財政及び事業の調査研究
- (2) 資料の収集及び情報の交換
- (3) 関係機関に対する要望
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

第3章 役 員

(役 員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理 事 36名以内
- (4) 監 事 3名

2 会長及び副会長は、理事の互選として総会で承認するものとする。

3 理事は、別に定める別紙1の区分からの推薦により総会で承認するものとする。

4 監事は、総会において選出する。

5 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第 7 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 理事は、会務を審議する。

4 監事は、会計を監査する。

第4章 会 議

(会 議)

第 8 条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第 9 条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、構成員の5分の1以上の出席で成立する。

3 議事の成立は、出席者の過半数の同意をもって決め、可否同数のときは、議長の決めるところによる。

4 定期総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、構成員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

5 総会の権限は、次のとおりとする。

- (1) 主要事業の決定及び事業報告の承認
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) その他、この会の目的の達成に、必要かつ重要な事項

(理事会)

第 10 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の3分の1以上の要求があったときは、会長が招集する。

3 理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。

4 理事会は、次のことを審議執行する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他必要な事項

5 総会を開催することができないと会長が認めた場合には、理事会は総会に代わってその権限を行う。ただし、次期総会において承認を得なければならない。

6 前条第3項の規定は、理事会に準用する。

第5章 部 会

(部 会)

第 11 条 (削除)

(地方組織)

第 12 条 この会に、各地区協議会及び各都道府県協議会を置く。

2 前項の協議会に関する組織及び運営については、別に定める。(別紙3)

(委員会)

第 13 条 この会の事業を推進するため、委員会を置くことができる。

2 委員会については、別に定める。(別紙4)

第7章 参 与

(参 与)

第 14 条 この会に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第8章 会 計

(経 費)

第 15 条 この会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 分担金
- (2) 国庫補助金
- (3) その他の収入

2 分担金については、別に定める。(別紙5)

(会計年度)

第 16 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 この会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の統括のもとに事務を処理する。

3 事務局に必要な職員を置く。

4 職員は、会長が任命又は委嘱する。

5 事務局及び職員に関する事項は、会長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この規約に定めてあるもののほか、この会の運営に必要な細則の制定及び改廃は、理事会の承認を経て、会長が定める。

付 則 (昭和45年6月25日)

- 1 この規約は、昭和45年6月25日から施行する。
- 2 第12条の下部組織については、当分の間、現に存する組織をもって、これにかえることができる。

別紙1

区 分	理事数	区 分	理事数	計
北日本	4	中国	3	36
関東	8	四国	3	
東海・北陸	3	九州	4	
近畿	4	図書館協議会	7	

付 則 (昭和47年6月22日役員数改正)

この規約は、昭和47年6月22日から施行する。

付 則 (昭和49年6月27日役員の任期改正)

第6条第5項の規定にかかわらず、役員の任期は昭和49年度に限り1年とする。

付 則 (昭和57年6月21日役員数改正)

この規約は、昭和57年6月21日から施行する。

この規約は、平成23年4月21日から施行する。

別紙2

(削除)

別紙3

地区協議会都道府県協議会通則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この通則は、全国公共図書館協議会（以下「全国協議会」という。）規約第12条の規定に基づき地区協議会及び都道府県協議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 地区協議会

(地区協議会)

第 2 条 地区協議会は、全国協議会及び都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図るものとする。

- 2 地区協議会は、別表のとおりとする。

(事 業)

第 3 条 地区協議会は、次の事業を行う。

- (1) 調査研究
- (2) 資料収集及び情報交換
- (3) 連絡協力
- (4) その他必要な事業

(役 員)

第 4 条 地区協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 幹 事
- (4) その他

2 前項の幹事は、地区より選出し、会長及び副会長は幹事の互選とする。

(経 費)

第 5 条 地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 分担金
- (2) その他の収入

2 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第 6 条 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内に置く。

(連 絡)

第 7 条 地区協議会は、会則、役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。変更があったときも同様とする。

2 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。

第3章 都道府県協議会

第 8 条 都道府県協議会は、全国協議会及び地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図る。

(準 用)

第 9 条 第3条から第9条までの規定は、都道府県協議会に準用する。

付 則

この通則は、昭和45年6月25日から施行する。

別 表

地区協議会名	都 道 府 県 名
北 日 本	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
東 海 ・ 北 陸	富山・石川・福井・岐阜・愛知・三重
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四 国	徳島・香川・愛媛・高知
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

別紙4

委 員 会 通 則

(委員会)

第 1 条 全国公共図書館協議会（以下「全国協議会」という。）規約第13条に規定する委員会は、次のとおりとする。

- (1) 行政委員会
- (2) 財政委員会
- (3) 職員委員会
- (4) その他必要と認める委員会

(任 務)

第 2 条 委員会は、理事会と緊密な連携をたもち、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その成果を理事会へ報告する。

(構成)

第 3 条 委員会は、各都道府県から選出された 1 名の委員をもって構成する。ただし、理事選出県は、理事を充てる。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員の互選で委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、委員長の職務を代行する。

4 委員は、委員会に出席するほか、委員会に関する調査研究に当たる。

(集会)

第 5 条 委員会は、全国協議会の会長の承認を得て、委員長が招集する。委員会は、合同して委員会を開くことができる。

(小委員会)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。

3 小委員会の委員は、委員会のうちから委員会が推薦する若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。

4 小委員会の委員長及び委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

(調査員)

第 7 条 委員会若しくは、小委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、委員会若しくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その結果を委員会若しくは、小委員会へ報告する。

3 調査員は、委員会若しくは、小委員会が委嘱する。

4 調査員は、委員会若しくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会事務局)

第 8 条 委員会及び小委員会の事務局は、それぞれの委員長が所属する図書館内に置く。

付 則

この通則は、昭和 45 年 6 月 25 日から施行する。

別紙 5

分 担 金 規 程

最終改正 平成 22 年 7 月 9 日

(分担金)

第 1 条 分担金は、都道府県を単位とし、都道府県の基本金 17,500 円に当該都道府県内の人口 (万人未満切捨) に 50 円を乗じた額 (100 円未満切捨) とする。

2 1 の金額が従前の額を超える場合は、従前の額を上限とし、当分の間別表のとおりとする。

(納入方法)

第 2 条 分担金は一括して、納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。

(納入期日)

第 3 条 分担金は、毎会計年度の初めに納入するものとする。

付 則 (昭和 45 年 6 月 25 日)

この規程は、昭和 45 年 6 月 25 日から施行する。

付 則 (昭和 47 年 6 月 22 日分担金改正)

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (昭和 50 年 6 月 26 日分担金改正)

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 19 年 6 月 8 日分担金改正)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

別表 全公図分担金

県名	分担金 円	県名	分担金 円
北海道	45,600	滋賀県	24,400
青森県	24,600	京都府	29,500
岩手県	24,400	大阪府	61,500
宮城県	29,300	兵庫県	40,900
秋田県	23,200	奈良県	24,600
山形県	23,500	和歌山県	22,600
福島県	27,900	鳥取県	20,500
茨城県	31,000	島根県	21,200
栃木県	27,500	岡山県	27,200
群馬県	27,600	広島県	31,800
埼玉県	52,700	山口県	24,900
千葉県	47,700	徳島県	21,500
東京都	80,300	香川県	22,500
神奈川県	61,400	愛媛県	24,800
新潟県	29,600	高知県	21,400
富山県	23,000	福岡県	42,500
石川県	23,300	佐賀県	21,800
福井県	21,600	長崎県	24,800
山梨県	21,900	熊本県	26,700
長野県	28,400	大分県	23,500
岐阜県	28,000	宮崎県	23,200
静岡県	36,400	鹿児島県	26,200
愛知県	53,700	沖縄県	24,100
三重県	26,800	国立国会	60,000
			計 1,511,500

国立国会図書館に関する内規

最終改正 昭和50年6月26日

一、全国公共図書館協議会規約第2条第2項の適用については、次による。

- 一 国立国会図書館は客員とし、理事会及び総会に出席し意見を述べることができる。
- 二 国立国会図書館の分担金は、分担金規程にかかわらず6万円とする。

付 則 (昭和49年6月27日)

この内規は、昭和49年6月27日から適用する。

付 則 (昭和50年6月26日分担金改正)

この内規は、昭和51年4月1日から適用する。

表 彰 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、全国公共図書館協議会あるいは、公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 全国の公共図書館並びに図書館協議会から推薦された者で、次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

- 一 特に本会に功労のあった者
- 二 永年図書館の事務に従事し、功労のあった者
- 三 永年図書館協議会の委員として功労のあった者
- 四 その他、特に表彰することが適当と認めた者

2 すでに表彰された者であっても、その後前項の他の項目に該当するにいたったときは、さらに表彰することができる。

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、表彰状の贈呈をもって行う。理事会で必要と認めるときは、あわせて記念品を贈呈することができる。

(経 費)

第 4 条 表彰に要する経費は、本会の会計をもってこれにあてる。

(委 任)

第 5 条 この規程の施行について必要な事項は、理事会で定める。

付 則

この規程は、昭和45年6月25日から施行し、本会が設立されたときから適用する。

表 彰 規 程 施 行 内 規

最終改正 平成13年6月27日

第2条第1項の適用については、次による。

第2号 (1) 公共図書館に勤務した期間が30年以上で功労のあった者

(2) 公共図書館の館長として10年以上勤務し功労があり転退職した者

(3) 司書の資格を有する者で、公共図書館に勤務している者が、公共図書館、大学図書館、学校図書館、公民館図書室及び図書館類縁機関に勤務した期間の合計が30年以上で功労のあった者

第3号 (1) 委員の期間が15年以上で功労のあった者

(2) 委員として10年以上その職にあり、功労があり退任した者

付 則 (昭和45年6月25日)

この内規は、昭和45年6月25日から適用する。

付 則 (平成13年6月27日司書資格を有する者の特例)

この内規は、平成13年7月1日から適用する。